

# 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会女性委員会運営規程

(目 的)

第1条 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会定款第33条第1項の規定により、事業の推進を図るため女性委員会（以下「委員会」という。）を設置し、同条第4項の規定に基づいて運営に関する規定を定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、老人クラブの育成指導等の事業推進のうち、次のとおりとする。

- (1) 今後の女性リーダーの育成と組織化
- (2) 女性活動とリーダーの役割の調査研究
- (3) 老人クラブにおける女性役員選出の推進
- (4) 女性リーダー研修会の開催
- (5) その他事業推進に必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから選考し、理事会の選任を経て、会長が委嘱する。

- (1) 東部地区から4人、中部地区から2人、西部地区から4人

3 委員会に、委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第5条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

(委任事項)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が委員長に諮って、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成5年3月24日から施行する。

2 この規程は、平成5年4月1日から適応する。

附 則

1 この規程は、平成8年6月21日から適応する。

附 則

1 この規程は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年11月1日）から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。